

オンラインサロン利用規約

本規約は、「会員規約」に準じて、「NEXs Tokyo Project /Nexus Ecosystem Xs Tokyo Project (ネックス・トウキョウ プロジェクト、総称：ネクサス エコシステム クロス トウキョウ プロジェクト)」(以下、「本事業」という。)におけるオンラインサロン利用について定めるものである。

第1条 (利用者)

会員規約第8条に従い、オンラインサロンの利用者は会員と会員以外に区分される。

(1) 会員

会員としての登録が個人の場合はその個人、企業・団体の場合はその企業・団体に属するすべての個人とする。

(2) 会員以外

上記以外で、オンラインサロン上で開催されるイベント・セミナー等に参加する者とする。

第2条 (利用条件)

会員規約第8条6に従い、すべての利用者は、本規約及び個別に定める「個人情報保護方針」及び本規約の内容に同意したうえで利用を開始することとする。

2 オンラインサロンにて提供するサービスは、会員規約第3条に定める目的達成のため、無料で提供するものである。ただし、会員規約第13条に記載の通り、イベント・セミナー等においては一部参加料(実費相当分)を徴収する有料催事も含まれる。

4 オンラインサロンにて提供するサービスのうち、会員向けに提供するコミュニティページについては、会員としての登録が個人の場合はその個人、企業・団体の場合はその企業・団体に属するすべての個人が利用可能とする。希望者は、会員登録時に事務局が案内する手順に従って登録を行い、事務局の指示に従って利用することとする。

5 オンラインサロンにて提供するサービスのうち、本事業の公式アカウントを介して発信するデジタルコンテンツについては、すべての利用者が自由に視聴することが可能である。

6 オンラインサロンにて提供するサービスのうち、参加型のデジタルコンテンツ(例：イベント、セミナー、交流会)については、募集時に事務局が都度設定する利用要件を満たすことをあらかじめ確認のうえ、それらを満たす場合に参加すること(注：都度利用要件に記載する通り、デジタルコンテンツの中には収録のうえ期限の設定なく一般の閲覧を可能にするものが含まれることに注意すること)。なお、参加型のデジタルコンテンツにおいて参加人数に上限が定められている場合には、事務局の判断により参加を断る場合がある。

7 すべての会員は、あらかじめ登録した企業・団体情報に変更が生じた場合には、変更が生じてから2週間以内に事務局へ「会員情報変更届」を提出する必要がある。

上記、利用条件に合わない活動の場合には、事務局の判断により利用を断る場合がある。

一般公開用

第3条（オンラインサロン利用の制限）

次に該当する場合は利用できない。利用者はオンラインサロンの運営主旨を理解し、他利用者との協調と協力のもとコミュニティの健全な運営に努めることとする。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (3) 学友会や同窓会活動
- (4) 反社会的な団体等の使用
- (5) 他の利用者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (6) コミュニティの管理・運営上、支障があると認められるとき
- (7) 前項条件に定める活動以外での利用
- (8) その他、事務局が利用条件に合わないと判断した活動目的での利用

第4条（利用者の責務・禁止事項）

利用者は次の事項を遵守することとする。

- (1) 利用者は、常に善良なる利用者の注意をもってオンラインサロンが提供するサービスを利用しなければならない。
- (2) オンラインサロンが提供するサービスの利用を通して知りえた情報のうち、他者の著作権や商標権その他権利を侵害する行為及びその恐れがある行為を行ってはならない。
- (3) オンラインサロンが提供するサービスの利用を通して知りえた他者の個人情報や他企業・他団体の機密情報など、本来であれば知りえることのなかった情報について、当該個人・団体の許可なく第三者に提供してはならない（注：ビジネス拡大やリレーション構築の目的から当事者との合意のもと行う行為についてはこの限りではない）。

第5条（免責）

東京都及び事務局は、オンラインサロンの利用における損害や対人関係については一切の責任を負わないこととする。本規約に反する行為を発見した場合には、事務局の判断により、その時点ないしはその後のオンラインサロンの利用を断る場合がある。

第6条（規約の変更）

東京都は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。

2 東京都は、本規約に変更がある場合には、その1カ月前までに本拠点での掲示及び公式ウェブサイトにて変更内容を告知することとする。

附 則 この規約は、オンラインサロン開設日から施行する。

制改定履歴

制定 令和2年6月17日【初版】